

大口町告示第42号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のおり収納の事務を委託したので同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

大口町長 鈴木雅博

1. 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料の収納事務

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで